

オープンソースの「今」を伝える

Open Developers Conference 2024

2024年9月7日(土) 10:00~18:00

docomo R&D OPEN LAB ODAIBA (台場フロンティアビル 12F)

OSSライセンスの選択方法

2024年9月7日

NEC OSS推進センター・姉崎章博



**OSS License
Checked!**

ODCは、**開発者向け**のイベントですね

◆ OSSを使用する開発者向け

- OSCの『OSSのライセンス入門』

- 宮原さん主執筆の『オープンソースの教科書』

- **第7章 オープンソースとライセンス** の原文を執筆
 - ライセンス視点でのオープンソースの使い方
 - 自分がどのレベルで使うのか認識が必要と記述



◆ OSSを創作(またはOSS化)する開発者向け

- OSSとして公開する際につける**OSSライセンス**
の選択方法が本日のお話

… OSSライセンスの位置づけのおさらいから

OSSライセンスは、受領者に再頒布を許諾するもの

(使用許諾契約書などの)制約なく、バイナリを公開したら**自由に実行**できるし、ソースを公開したなら**自由に改変**もできます。

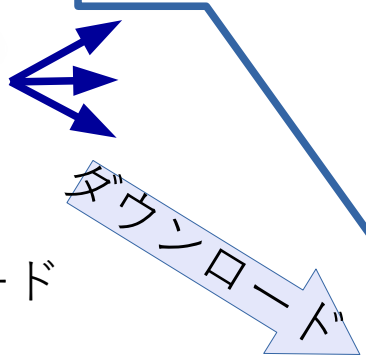
OSSライセンスの条件を満たせば**自由に再頒布**できるように複製権行使を許諾します。

ここまでならOSSライセンスは**関係ありません**ですが

他人の複製権の行使

無断なら他人の著作権侵害

Webで公開



アップロード

ダウンロード



あなたがOSS著作者(開発者) = **複製権**の専有者



受領者OSS

OSSを改変して実行

製造



生産



非商用のWeb公開でも同様



Orchestrating a brighter world



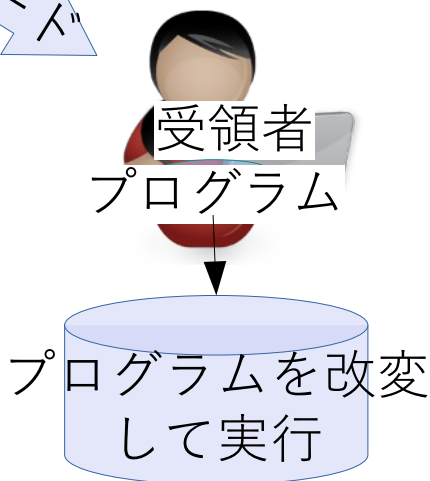
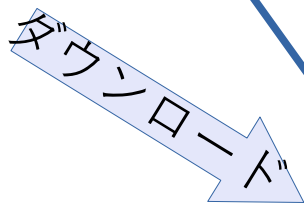
逆に、再頒布を許諾しないなら、OSSライセンスの設定は不要

(使用許諾契約書などの)制約なく、
バイナリを公開したら
自由に実行できるし、
ソースを公開したなら
自由に改変もできます。

Webで公開



アップロード



ここまでなら
(再頒布を許諾しないなら)
**OSSライセンス
は必要ありません**

自分のプログラムのソースコードを顧客だけに提供する目的なら

顧客に再頒布を許諾しないなら

OSS化のメリット：

- より多くの人に周知
- より高機能な改善の可能性
- デファクト標準化の可能性
- 等々

を放棄することとの
トレードオフですね。

OSSライセンスの
設定は必要ありません

ソースを
顧客に提供

プログラ
ム

顧客

自分の複製権
の行使

プログラ
ム
プログラ
ム
プログラ
ム

生産

プログラ
ム

製造

御社が
プログラム著作者
(開発者)
= **複製権**の専有者

アップロード

再頒布を許諾しないなら、OSSライセンスは不要

この点は、よろしいでしょうか？

あなたのプログラムにOSSライセンスを
設定して、再頒布を許諾しますか？

それでは、OSSライセンスの概要を
見ていきましょう

OSSライセンスを、ざっくり4タイプに分類

	OSSライセンス例	OSS例
BSD タイプ	PostgreSQL License (MIT License)	PostgreSQL 9.x
	BSD License (MIT License)	GIFLIB 4.1.6, OpenSSH 6.8,
	FreeBSD Copyright (2-clause License)	FreeBSD
	4-clause License (original "BSD License")	Info-ZIP, 4.4BSD,
	Apache License 2.0 (2004年以降)	HTTP Server, Tomcat, Struts, Ajax, ant, log4j, Hadoop, OpenStack, OpenOffice, etc.
etc.		
MPL タイプ	Mozilla Public License 2.0 (MPL2.0)	Firefox/Thunderbird 38.x, LibreOffice 4.4x
	Common Public License 1.0 (CPL1.0)	SyncML,
	Eclipse Public License v1.0(EPL1.0)	Eclipse 3.7
etc.		
LGPL タイプ	GNU Lesser General Public License 2.1 (LGPLv2.1)	glibc2.21, Hibernate 4.0.1, 他
	GNU Lesser General Public License 3.0 (LGPLv3.)	OpenOffice.org 3.0, 他
	7-zip License (GNU LGPL + unRAR restriction)	7-Zip 9.20
etc.		
GPL タイプ	GNU General Public License 2.0 (GPLv2)	Linux, MySQL(商用ライセンスとデュアル), Samba3.0系, 他
	GNU General Public License 3.0 (GPLv3)	GCC 4.5.2, Samba3.2系以降, 他
	Affero General Public License version 1 (AGPLv1)	affero
	Affero General Public License version 3 (AGPLv3)	MongoDB, Oracle Berkeley DB 6.x, iReport 4.5.0, iTextSharp 5.0.2, Funambol等(すべて商用ライセンスとデュアル)
etc.		

3つの必須条件の有無で分類

- ① ソースの開示 (OSS自身) + ①' (GPL OSSとの結合著作物)
- ② リバースエンジニアリングの許可 (LGPL OSSとの結合著作物の)
- ③ ドキュメントに必要な記載 (BSDタイプに限らず、バイナリ頒布のみの場合の多く)

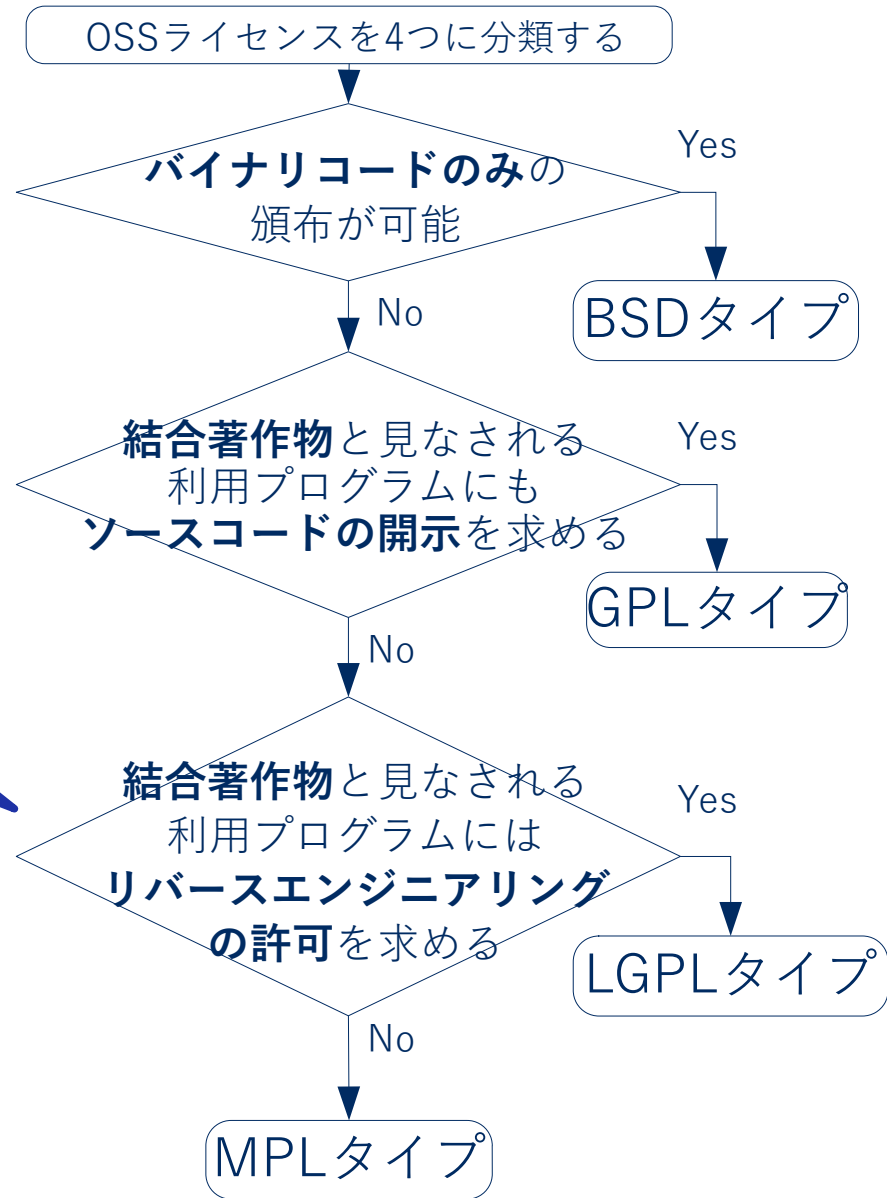
	OSSライセンスタイプ	OSS自身の扱い (改変/流用した二次的著作物を含む)	その他の扱い
OSSライセンス条件	BSDタイプ	バイナリ形式のみも頒布可	ソース開示しないならば、 ③ ドキュメントへ記載が必要
	MPLタイプ	バイナリ形式のみの頒布不可	
	LGPLタイプ	ソース開示が必要 ① (Copyleft)	結合著作物のリバース ② エンジニアリングの許可が必要
	GPLタイプ		結合著作物もGPL条件でのソース開示が必要 ①'

- BSDライセンス : Berkeley Software Distribution License
- MPL : Mozilla Public License
- LGPL : GNU Lesser General Public License
- GPL : GNU General Public License

これを「互恵ライセンス」、それ以外を「寛容なライセンス」という2分類する人もいますが、利用者視点の言い方。開発者の観点ではありません。

4タイプに分類するフローチャート

多くのレポートで、ソース開示の要否だけで分類していますが、他の条件**も**満たさないと著作権侵害です。



大きく分けると、ライセンス条件は、主に2種類

1.著作権表示、条文本体、免責条項

を見えるように(コピー)すること

BSDタイプ

GPLタイプ
LGPLタイプ
MPLタイプ

2.バイナリのソースコードを

(または、その申し出を)添付すること

✓表現は、ライセンスごとに様々で、この通りの文章でもありません

•例えば、<https://www.postgresql.org/about/licence/>

著作権表示

条文本体

免責条項

the above copyright notice and this paragraph and the following two paragraphs **appear** in all copies. 見えるように

✓この3点も無いand/or Acknowledgeだけのライセンスなどもあります

✓上位互換を考慮できずに、このような包含関係にないライセンスもあります

二条項BSDライセンス(1/2)

FreeBSD_12.2 src/sys/fs/nfs/nfs_commonacl.c の例

再頒布を

許諾する条件は以下の2点

```
/*-
 * SPDX-License-Identifier: BSD-3-Clause
 *
 * Copyright (c) 2009 Rick Merrill, University of Guelph
 * All rights reserved.
```

著作権表示 (the above copyright notice)

```
 * Redistribution and use in source and binary forms, with or without
 * modification, are permitted provided that the following conditions
 * are met:
 * 1. Redistributions of source code must retain the above copyright
 * notice, this list of conditions and the following disclaimer.
 * 2. Redistributions in binary form must reproduce the above copyright
 * notice, this list of conditions and the following disclaimer in the
 * documentation and/or other materials provided with the distribution.
```

条文本体 (this list of conditions)

```
 * THIS SOFTWARE IS PROVIDED BY THE AUTHOR AND CONTRIBUTORS ``AS IS'' AND
 * ANY EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE
 * IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE
 * ARE DISCLAIMED. IN NO EVENT SHALL THE AUTHOR OR CONTRIBUTORS BE LIABLE
 * FOR ANY DIRECT, INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL, EXEMPLARY, OR CONSEQUENTIAL
 * DAMAGES (INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, PROCUREMENT OF SUBSTITUTE GOODS
 * OR SERVICES; LOSS OF USE, DATA, OR PROFITS; OR BUSINESS INTERRUPTION)
 * HOWEVER CAUSED AND ON ANY THEORY OF LIABILITY, WHETHER IN CONTRACT, STRICT
 * LIABILITY, OR TORT (INCLUDING NEGLIGENCE OR OTHERWISE) ARISING IN ANY WAY
 * OUT OF THE USE OF THIS SOFTWARE, EVEN IF ADVISED OF THE POSSIBILITY OF
 * SUCH DAMAGE.
```

免責条項 (the following disclaimer)

二条項BSDライセンス(2/2) -許諾条件

1.Redistributions of **source code** must :

ソースコードの再頒布は、

- **retain** the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer. : **3点を残す**

2.Redistributions in **binary form** must :

バイナリ形式での再頒布は、

- **reproduce** the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution. : **3点を部材に再掲する**

ソース開示以外にも許諾条件がある
この点、よろしいでしょうか？

では、なぜ、

受領者の**再頒布**にあなただの**許諾**が
必要なのでしょうか？

(創作性のある)プログラムは著作物として保護される

◆日本国 著作権法 第十条 (著作物の例示)

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は・・・その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物

九 プログラムの著作物

逆に創作性のないプログラムは著作物として保護されないけど

複製権などの著作権は、著作者が専有するから

◆日本国 著作権法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45H0048.html>

第三款 著作権に含まれる権利の種類
(複製権)

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する **権利を専有する。**

...

(翻訳権、翻案権等)

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する **権利を専有する。**

OSSも、開発者が複製・改変する権利を専有すると法で定義
受領者が無断で複製頒布すると著作権侵害という**犯罪**です

アメリカ生まれが多いOSSも同様の扱い

◆アメリカ著作権法 和訳 <http://www.cric.or.jp/db/world/america.html>

第106条 著作権のある著作物に対する排他的権利

第107条ないし第122条を条件として、本編に基づき著作権を保有する者は、

以下に掲げる行為を行いまたこれを許諾する **排他的権利を有する。**

(1) 著作権のある著作物をコピーまたはレコードに複製すること。

(2) 著作権のある著作物に基づいて二次的著作物を作成すること。

(3) *以下省略*

表現は違っていても、同じようなことを言っています

ほぼ世界中で、著作者に独占的権利が与えられているから、再頒布にOSSライセンスという許諾が必要
この点、よろしいでしょうか？

OSSライセンスを付与するということは、
著作者である開発者が、
公開したプログラムを受領した人に対して
という複製権の行使
**主に再頒布をどういう条件で許諾
するかということなのです。**

なお、「頒布」は複製物の譲渡^{または貸与}です

◆著作権法第二条第一項第十九号 の定義

貸与では変更できないので、
ライセンス的には眼中に無い感じ

頒布 有償であるか又は無償であるかを問わず、
複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することをいい
(以下、映画については省略)

◆「複製物」ではない本体の「譲渡」は「頒布」ではありません。

■複製権を行使していないし、譲渡権は消尽しています。

■弁護士監修の某教科書P54の記述「OSSを入手し、誰か他の人に渡す人(もちろん法人を含めます)はすべてここで言う頒布する人になります」は、上記条文を引用しているにも関わらず、内容を理解しているのでしょうか…?

■複製物を作成していない、つまり、複製権の行使をしていないならば、頒布になりません。

さて、

OSS開発者の立場としては、
各OSSライセンスの条件によって、

OSSを受領・再頒布する人の
どういう行動を期待できるか、
そのメリット/デメリットで

OSSライセンスを選択してはいかがでしょう

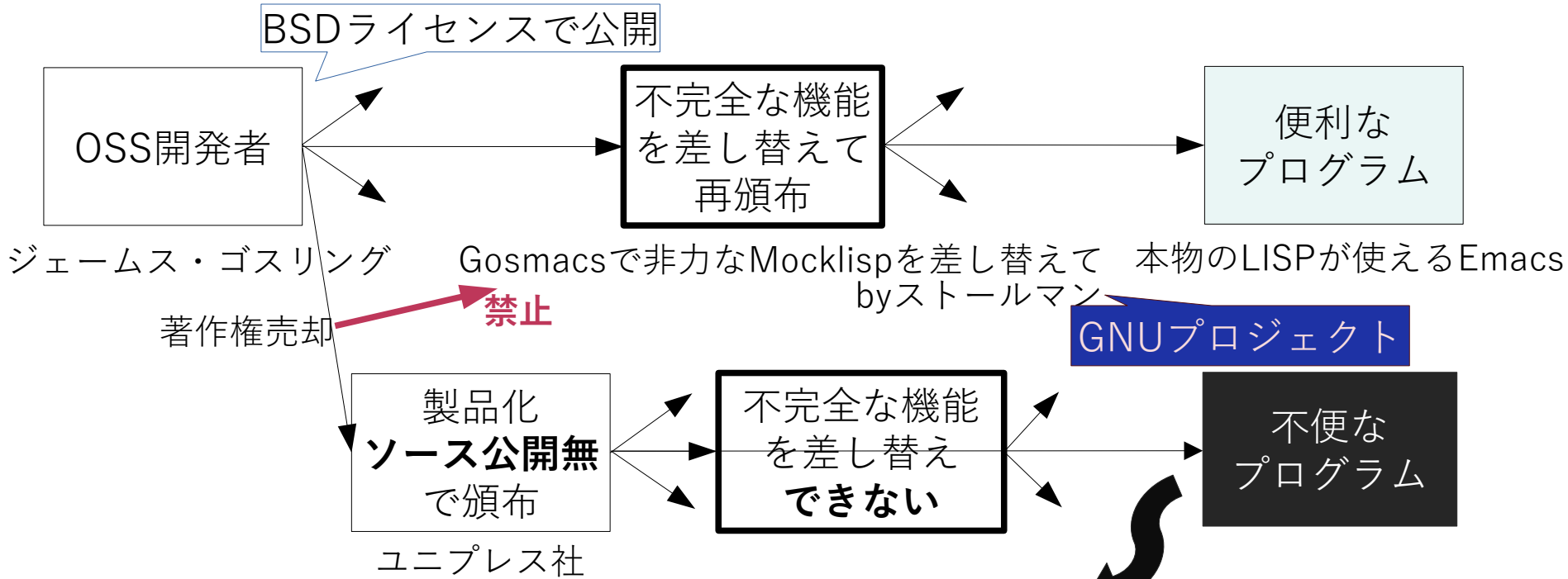
ただし、

OSS再頒布の条件を設定する権利は、
開発者のあなたが専有していますから、
自分ライセンスを作成して構いません。

ですが、受領者に迷惑にもなりますので、
できるだけ、既存ライセンスから選択
したほうがよいでしょう。

BSDタイプのライセンスから紹介します。

BSDタイプのライセンスで出来なくなること



不便なプログラムを修正する能力があっても、
ソースコードが無ければ改善できない。

結果、不便なプログラムの利用を強いられます。

➡ **という事態の発生が気にならなければBSDLを選択**

BSDタイプのライセンスは、主に、3形体

著作権表示を含むOSS個別型 (OSSの数だけライセンスがある)

著作権表示を含まない汎用型

◆ MITライセンス(Xライセンス)形体

Copyright <YEAR> <COPYRIGHT HOLDER>

Permission is hereby granted, free of charge, to any person obtaining a copy of this software and associated documentation files (the "Software"), to use, copy, modify, merge, publish, distribute, sublicense, and/or sell copies of the Software, and to permit persons to whom the Software is furnished to do so, subject to the following conditions:

The above copyright notice and this permission notice shall be included in all copies or substantial portions of the Software.

THE SOFTWARE IS PROVIDED "AS IS", WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, EXPRESS OR IMPLIED, INCLUDING BUT NOT LIMITED TO THE WARRANTIES OF MERCHANTABILITY, FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE AND NONINFRINGEMENT. IN NO EVENT SHALL THE AUTHORS OR COPYRIGHT HOLDERS BE LIABLE FOR ANY CLAIM, DAMAGES OR OTHER LIABILITY, WHETHER IN AN ACTION OF CONTRACT, TORT OR OTHERWISE, ARISING FROM, OUT OF OR IN CONNECTION WITH THE SOFTWARE OR THE USE OR OTHER DEALINGS IN THE SOFTWARE.

箇条書き無し

◆ 二(n)条項BSDライセンス形体

Copyright 1992-2020 The FreeBSD Project.

Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:

1. Redistributions of source code must retain the above copyright notice and list of conditions and the following disclaimer.
2. Redistributions in binary form must reproduce the above copyright notice and list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution.

THIS SOFTWARE IS PROVIDED BY THE AUTHOR AND CONTRIBUTORS "AS IS" AND WITHOUT ANY EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, INCLUDING THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE ARE DISCLAIMED. IN NO EVENT SHALL THE AUTHOR OR CONTRIBUTORS BE LIABLE FOR ANY DIRECT, INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL, EXEMPLARY, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES (INCLUDING THE PROCUREMENT OF SUBSTITUTE GOODS OR SERVICES; LOSS OF USE, DATA, OR PROFITS; OR BUSINESS INTERRUPTION) HOWEVER CAUSED AND ON ANY THEORY OF LIABILITY, WHETHER IN CONTRACT, STRICT LIABILITY, OR TORT (INCLUDING NEGLIGENCE OR OTHERWISE) ARISING IN ANY WAY OUT OF THE USE OF THIS SOFTWARE, EVEN IF ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGE.

ソースの再頒布の条項とバイナリの再頒布の条項の2箇条と+a条項

◆ Apache License 2.0形体

Apache License

Version 2.0, January 2004

<http://www.apache.org/licenses/>

TERMS AND CONDITIONS FOR USE, REPRODUCTION, AND DISTRIBUTION

1. Definitions.

"License" shall mean the terms and conditions for use, reproduction, and distribution as defined by Sections 1 through 9 of this document.

"Licensor" shall mean the copyright owner or authorized licensee.

"Legal Entity" shall mean the Licensor, an Affiliate, or a Contributor, and any entity that controls, is controlled by, or exercises common control with that entity.

"Work" shall mean the work or any portion thereof that is being distributed under this License.

"You" (or "Your") shall mean any person or entity exercising the rights granted by this License.

"Source" form shall mean the preferred form for making modifications, including but not limited to source code, documentation source, and configuration files.

"Object" form shall mean any form resulting from mechanical or automatic transformation of the Source form, but not limited to compiled code, object code, and data files.

"Work" shall mean the work or any portion thereof that is being distributed under this License.

"Work" shall mean the work or any portion thereof that is being distributed under this License.

"Work" shall mean the work or any portion thereof that is being distributed under this License.

"Work" shall mean the work or any portion thereof that is being distributed under this License.

"Work" shall mean the work or any portion thereof that is being distributed under this License.

"Work" shall mean the work or any portion thereof that is being distributed under this License.

"Work" shall mean the work or any portion thereof that is being distributed under this License.

"Work" shall mean the work or any portion thereof that is being distributed under this License.

"Work" shall mean the work or any portion thereof that is being distributed under this License.

"Work" shall mean the work or any portion thereof that is being distributed under this License.

"Work" shall mean the work or any portion thereof that is being distributed under this License.

"Work" shall mean the work or any portion thereof that is being distributed under this License.

"Work" shall mean the work or any portion thereof that is being distributed under this License.

"Work" shall mean the work or any portion thereof that is being distributed under this License.

"Work" shall mean the work or any portion thereof that is being distributed under this License.

"Work" shall mean the work or any portion thereof that is being distributed under this License.

"Work" shall mean the work or any portion thereof that is being distributed under this License.

"Work" shall mean the work or any portion thereof that is being distributed under this License.

"Work" shall mean the work or any portion thereof that is being distributed under this License.

"Work" shall mean the work or any portion thereof that is being distributed under this License.

用語の定義から始まる
条文構成

5. Submission of Contributions. Unless You explicitly state otherwise, any Contribution intentionally or unintentionally included in the Work by You to the Licensor shall be under the terms and conditions of this License, including any additional terms or conditions. Notwithstanding the above, nothing herein shall supersede or modify the terms of any separate license agreement you may have executed with Licensor regarding such Contributions.

6. Trademarks. This License does not grant permission to use the trade names, trademarks, service marks, or registered names of the Licensor, except as required for reasonable and customary use in describing the origin and source of the Work and reproducing the content of the NOTICE file.

7. Disclaimer of Warranty. Unless required by applicable law or agreed to in writing, Licensor provides the Work (and any Contributions) on an "AS IS" BASIS, WITHOUT WARRANTIES OR CONDITIONS OF ANY KIND, either express or implied, including, without limitation, any warranties or conditions of MERCHANTABILITY, MERCHANTABILITY, or FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. You are solely responsible for determining the appropriateness of using or redistributing the Work and assume any risks associated with your use of the Work and any permissions under this License.

8. Limitation of Liability. In no event and under no legal theory, whether in tort (including negligence), contract, or otherwise, unless required by applicable law (such as deliberate and grossly negligent acts) or agreed to in writing, shall any Contributor be liable to You for damages, including any direct, indirect, special, incidental, or consequential damages of any character arising as a result of this License or out of the use or inability to use the Work (including but not limited to damages for loss of goodwill, work stoppage, computer failure or malfunction, or any and all other damages), even if such Contributor has been advised of the possibility of such damages.

9. Accepting Warranty or Additional Liability. While redistributing the Work or Derivative Works thereof, you may, at your discretion, choose to offer, and charge a fee for, acceptance of support, warranty, indemnity, or other liability obligations (excluding any obligation for damages for loss of goodwill, work stoppage, computer failure or malfunction, or any and all other damages) consistent with this License. However, in accepting such obligations, You may act only on Your own behalf and on the sole responsibility, not on behalf of any other Contributor, and only if You agree to indemnify, defend, and hold harmless for any liability incurred by or for claims asserted against, such Contributor by reason of your accepting any such warranty or additional liability.

END OF TERMS AND CONDITIONS

2. Grant of Copyright License



Orchestrating a brighter world



一番シンプルな：MIT(x) ライセンス

◆ メリット

- 一番、**短い**
- プログラムヘッダに記載可能量
- ソース開示しない製品化可能

最近、手抜きでOSI雛型へのリンクのみが多い

(通常の)製品化の自由がある

◆ デメリット

- ソース/バイナリの場合分けがない
- ソースが入手できない頒布を許諾
- 著作権表示等を作る必要がある
- ライセンス掲載しない手抜きが多い

変更(改良)の自由を無くすことができる

二番目にシンプルなもの：二条項BSDライセンス

◆ メリット

- 二番目に、短いし分かりやすい
- プログラムヘッダに記載可能量
- ソースコード形式ではretain、バイナリ形式ではreproduce
- ソース開示しない製品化可能

◆ デメリット

- ソースが入手できない頒布を許諾
- 著作権表示等を作る必要がある

同上

Apacheライセンスは長文の上、FAQもよく読まないと間違える

ASF:Apache Software Foundation, <https://www.apache.org/>

ASFサイトにライセンス文が掲載されているけど
<https://www.apache.org/licenses/LICENSE-2.0>



CELEBRATING 20 YEARS OF COMMUNITY-LED DEVELOPMENT
"THE APACHE WAY"



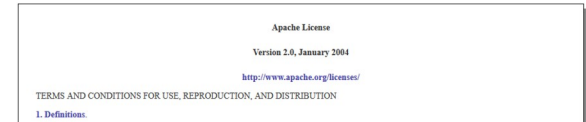
Projects - People - Community - License - Sponsors -

APACHE LICENSE, VERSION 2.0

- Text version: <https://www.apache.org/licenses/LICENSE-2.0.txt>
- SPDX short identifier: Apache-2.0
- OSI Approved License: <https://opensource.org/licenses/Apache-2.0>

The 2.0 version of the Apache License, approved by the ASF in 2004, helps us achieve our goal of providing reliable and long-lived software products through collaborative open source software development.

All packages produced by the ASF are implicitly licensed under the Apache License, Version 2.0, unless otherwise explicitly stated.



◆このURL記載ではダメですよ

◆第4条 再頒布の条件の第1項に

「受領者に本ライセンスのコピーも渡すこと」とある

a) You must **give** any other recipients of the Work or Derivative Works **a copy of this License**;

◆さらに、実は、プロジェクトごとにライセンスファイルの内容は異なる事もある

●TOMCATのLICENSEファイルの中身は、多数のライセンス文が並んでいる。

➤これを渡さないとこれらのコンポーネントのライセンス違反(著作権侵害)となる

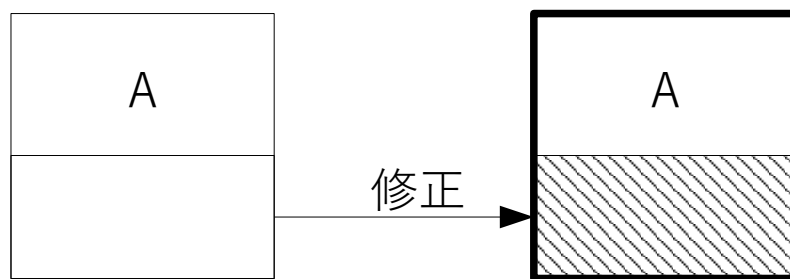
●ApacheのFAQにも注記がある <https://www.apache.org/foundation/license-faq.html#Scope>

Q:プロジェクト毎でライセンスファイルが異なるのはなぜか？

A:Apacheが開発したコアのコードはApacheライセンスだけど、他サードパーティの著作物も含まれている。そのライセンスがLICENSEまたはNOTICEファイルに加えられているから。

※BSDタイプのライセンス、3形式は、こんな感じですが、よろしいでしょうか？

さて、プログラマーの皆さん、ソースがあって不便なプログラムを修正したとします。それがより大きなプログラムAの一部だったとします。



皆さんは、プログラムAのテストする際、改修した新規機能が意図とおりに動作するか、**改修前からの機能がデグレードしていないか**

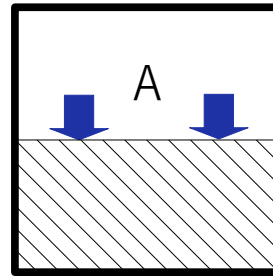
リグレッションテストとか、しますよね？

改修後のデバッグまで考慮するならGPL

プログラムA(改修プログラムとの結合著作物)が

改修プログラムをどう使っているか

過去、カーネルモジュールAのソース
開示せずに、LinuxカーネルMLに質問
してきた人にLinus Torvalds氏が
切れたことがあった



非常に
プログラマ観点
の理由

Aのソースがなくてもデバッグできる人います？

普通、いないですよね。

だから、Aのソース開示も条件としたのが

GNU GPL

2. あなたは自分の『プログラム』の複製物かその一部を改変して『プログラム』を基にした著作物を形成し、そのような改変点や著作物を
上記第1条の定める条件の下で
複製または頒布することができる。

ただし、そのためには以下の条件すべてを満たしていなければならない:

a) 【省略】

b) 『プログラム』またはその一部を含む著作物、あるいは『プログラム』かその一部から派生した著作物を頒布あるいは発表する場合には、その**全体をこのライセンスの条件に従って**第三者へ無償で**利用許諾**しなければならない。

c) 【省略】

…しかし、あなたが同じ部分を『プログラム』を基にした著作物全体の一部として頒布するならば、**全体としての頒布物は、このライセンスが課す条件に従わなければならない。** …

許諾内容

ソース形式で
許諾条件1
(BSDL相当)

なぜ、従わなければならないかという点、
原著作物を含む全体は二次的著作物
ですので、原作者の条件を満たさなければ頒布できないからです。(著作権法第11条)

ソース形式で
許諾条件2
(AP全体にも条件)

3. あなたは上記**第1条および2条の条件に従い、許諾条件1**(BSDライセンス+α相当)

『プログラム』(あるいは第2条における派生物)をオブジェクトコードないし実行形式で複製または頒布することができる。 許諾内容

ただし、その場合あなたは以下のうちどれか1つを実施しなければならない。

a) 著作物に、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを添付する。(中略)

b) 著作物に、(中略)ソースコードを、(中略)提供する旨述べた少なくとも3年間は有効な書面になった申し出を添える。(以下省略) 許諾条件2

このa)b)の両行為を長いので「**ソース開示**」と私は呼んでいます

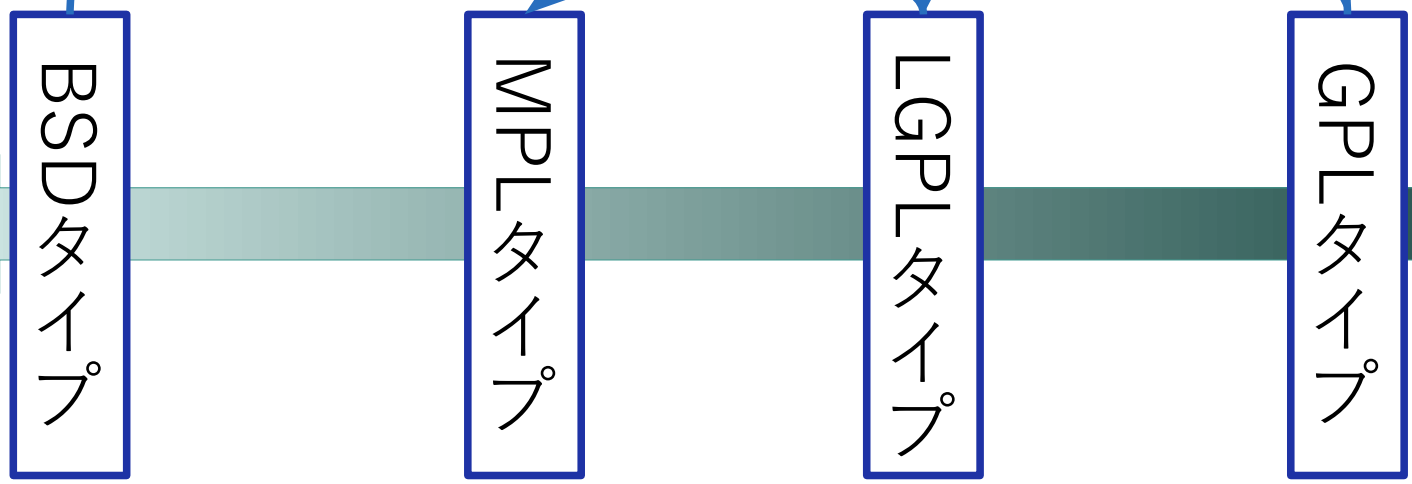
※GPLタイプのライセンスは、こんな感じですが、よろしいでしょうか？

残りの2タイプ – LGPLとMPL は、 二次的著作物に対する原著作者の権利を 限定的に制限して示したものの

ソース開示は条件に無い

著作物全体のソース開示が条件

- ① ソースが無ければ改良できない
- ② アプリはデバッグのためのREで譲歩
- ③ アプリは条件をから除外

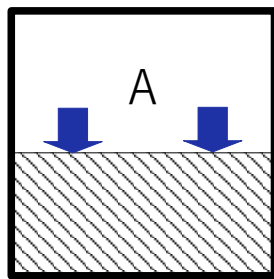


一時的に改修の不便を許容するなら LGPL

再頒布時にGPL選択可

プログラムAが

改修プログラムをどう使っているか



- ソースの他、オブジェクトの選択肢
- リバースエンジニアリングの許可
(どう使っているか一応調査可能)

標準CライブラリglibcがGPLだとすると

CアプリのAは常にソース開示が条件。

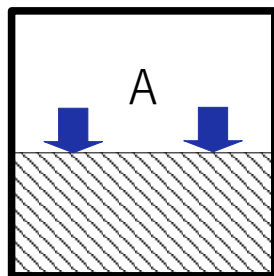
それでは誰も使ってくれないと考え、譲歩したのが

GNU LGPL

Lesser(劣等) GPL

自分だけはオープンソースと考えるなら **MPL/EPL**

プログラムAが呼び出す他社のプラグインは
呼び出すだけで独立性が高く、気にしない



というか、他のプログラムに対して、
ソース開示やリバースエンジニアリングの許可
を条件とするのは困難と考えたのが、

MPL(Mozilla Public License)

MPL/EPLのメリット/デメリット

◆メリット

- 他のプログラムのソース開示無し
- 企業製だから企業に寛容(?)

PHPなどに残る

4条項BSDライセンスも、
Acknowledge掲載の条件は、
GPLに含まれないため、
両立しない。

MPLは、GPL/LGPLとのトリプルライセンスとして
両立可能にしている。

◆デメリット

- 受領者の改修は考慮していない
- 元々のソース開示の意図を理解していない(?)
- OSSライセンスを契約と考える弁護士の**世迷い言**を受け入れてしまい、所轄裁判所・準拠法を記載。
- その条件はGPLに含まれないため**GPLと両立しない**。
(GPLのプログラムを含むより大きなプログラムを作成できない)

※LGPLタイプ/MPLタイプのライセンスは、こんな感じですが、よろしいでしょうか？

詳しくは、日本語参考訳もありますので、読んでみましょう。例えば
<https://licenses.opensource.jp/>

オープンソースライセンスの日本語参考訳
 Japanese reference translations of the OSI approved open source licenses
[View on GitHub](#)

オープンソース・グループ・ジャパンの
 一般社団法人化に伴い、
 Webサイトがリニューアル
 2020年9月28日

Apache License, Version 2.0

[\(プレインテキスト\)](#)

Apache License
 Version 2.0, 2004年1月
<http://www.apache.org/licenses/>

使用、複製、および頒布に関する条項

- 定義
 - 「ライセンス」とは、このドキュメントの第1項から第9項までで定義している、使用、複製、および頒布に関する条項を指します。
 - 「ライセンサー」とは、著作権所有者、あるいは著作権所有者がライセンス付与対象として認めた者を指します。
 - 「法人」とは、行為者と、行為者を管理するか行為者により管理されるか行為者共通の管理下にある他のすべての者から成る連合体を指します。この定義における「管理」とは、(i) 契約またはその他により、直接または間接的にこの法人の指揮・経営を行う権限、または (ii) この法人の50%以上の株式の所有権または (iii) 受益所有権を有することを指します。
 - 「あなた」とは、本ライセンスにより付与される権利を行使する個人または法人を指します。
 - 「ソース」形式とは、ソフトウェアのソースコード、ドキュメントソース、設定ファイルといった、変更を加えるのに好都合な形式を指します。
 - 「オブジェクト」形式とは、コンパイルされたオブジェクトコード、生成されたドキュメント、他のメディアへの変換物といった、ソース形式の機械的な変換により生じる形式を指します。
 - 「成果物」とは、ソース形式であるとオブジェクト形式であるとを問わず、製作物に挿入または添付される(後出の付録に例がある)著作権表示で示された著作物で、本ライセンスに基づいて利用が許されるものを指します。
 - 「派生成果物」とは、編集上の改訂、注解、推敲など、成果物を基にして全体としてオリジナル著作物と呼べるような製作物全般を指します。本ライセンスでは、成果物や派生成果物から分離できる製作物や、成果物や派生成果物のインタフェースへの単なるリンク(または名前によるバインド)を、派生成果物に含めません。
 - 「パトリENT」バージョンとは、成果物のオリジナルバージョンから派生成果物または派生成果物への変更や追加を含む

オープンソースライセンスの日本語参考訳

Open Source Group Japanでは、個々のオープンソースプロジェクトのより良い発展を促すためには適切なライセンスを選択することが重要だと考えています。しかしながら、Open Source Initiativeが承認したオープンソースライセンスには様々な種類が存在し、理解が難しいと感じられることもあります。Open Source Group Japanでは、これらの参考訳がオープンソースライセンスをより良く理解する助けとなることを望んでいます。

注意

これらの参考訳は、各ライセンスの起草者によって発表されたものではなく、各ライセンスを適用した文書の頒布条件を法的に有効な形で述べたものではありません。頒布条件としては英語版テキストで指定されているもののみが有効です。

ライセンスリスト

ライセンス名	短識別子	原文	OSI 区分	FSF 区分
0-clause BSD License	0BSD	原文		
1-clause BSD License	BSD-1-Clause	原文		自由
2-clause BSD License	BSD-2-Clause	原文	人気	自由
3-clause BSD License	BSD-3-Clause	原文	人気	自由
Academic Free License 2.0	AFL-2.0	原文	置換	非両立
Apache Software License 1.1	Apache-1.1	原文	置換	非両立
Apache License 2.0	Apache-2.0	原文	人気	自由
Apple Public Source License	APSL-2.0	原文	再不	非両立
Artistic license 1.0	Artistic-1.0	原文	置換	不自由
Artistic License 2.0	Artistic-2.0	原文		自由
Attribution Assurance License	AAL	原文	重複	
Boost Software License	BSL-1.0	原文		自由
BSD+Patent	BSD-2-Clause-Patent	原文	特定	



Orchestrating a brighter world



さて、このようにライセンスを自由に選択できるのは、

**イチからプログラムを開発した場合
著作権がすべて自分にある場合のみ。**

他のOSSを取り込んで作成した場合は、

元のOSSの著作者の許諾、つまり、

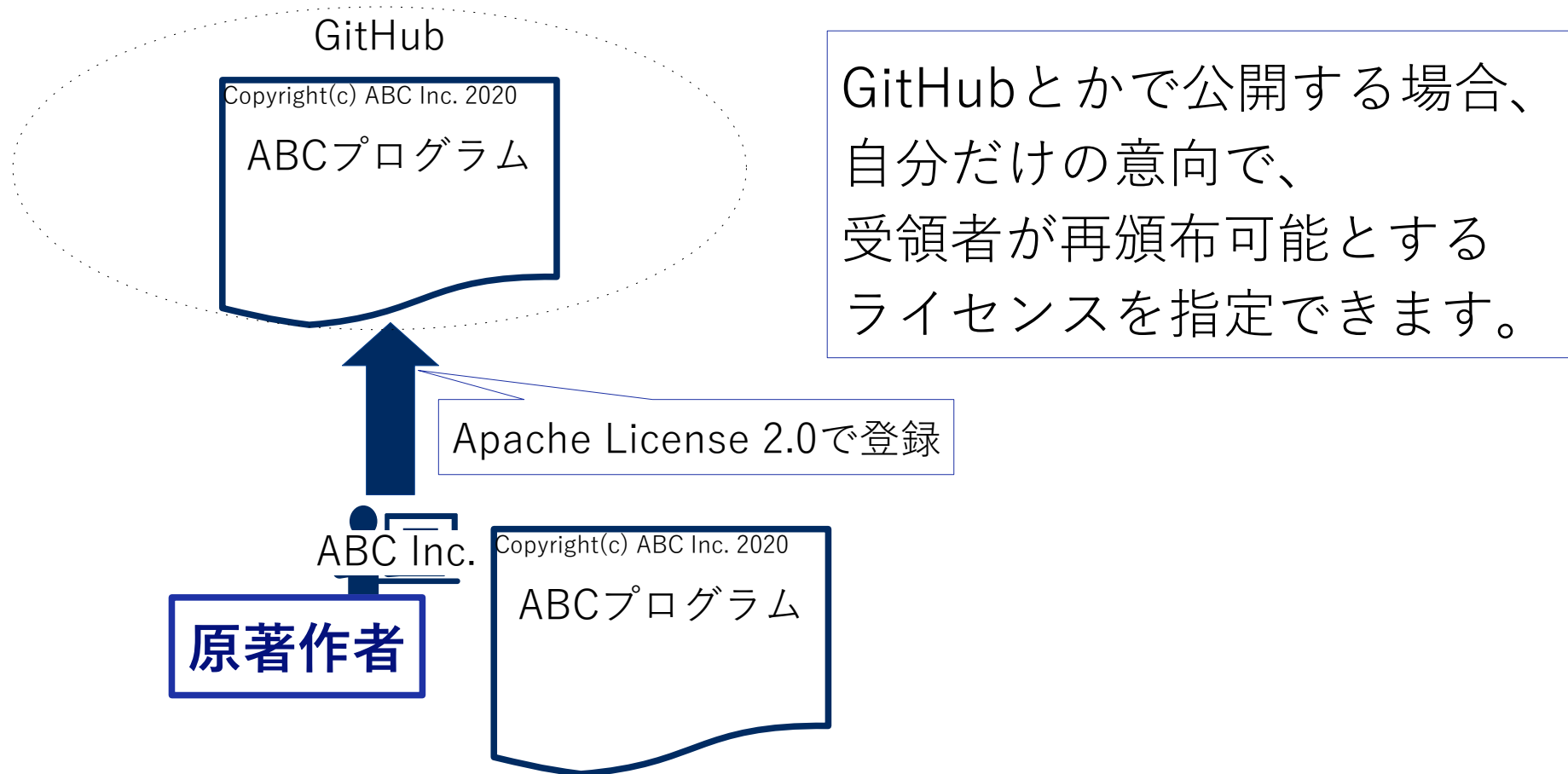
OSSライセンスの条件を満たした上でしか、

ライセンスを選択できません。

そうしないと、著作権法第11条に違反します。

あなた(ABC Inc.)にすべて著作権がある場合

あなた(ABC Inc.)がイチから開発したプログラム(ABC)は、
あなた(ABC Inc.)にすべて著作権がある。**原著作者。**



あなた(ABC Inc.)にすべての著作権は無い場合

あなた(ABC Inc.)がXYZを流用して開発したプログラム(ABC)は、すべての著作権があなたにあるわけではありません。**二次著作者。**

GitHub

Copyright(c) ABC Inc. 2020
ABCプログラム
Copyright(c) xyz 2020
XYZプログラム

GitHubとかで公開する場合、XYZの著作物も再頒布することになります。
XYZの再頒布の条件であるライセンスは変えられません

Apache License 2.0
+ **XYZ License** で登録

LICENSEファイル

Apache License Version 2.0
1.Definitions
...
9. Accepting Warranty...
XYZ License ...

ABC Inc.

二次著作者

Copyright(c) ABC Inc. 2020
ABCプログラム
Copyright(c) xyz 2020
XYZプログラム

NOTICEファイル

ABC Program
Copyright(c) ABC Inc. 2020
**XYZ Program
Copyright(c) XYZ 2020**

LICENSE/NOTICEファイルに、流用したライセンス文や著作権表示の追記が必要

二次著作者がXYZのライセンスを変えられない理由

著作権法（二次的著作物）第11条

二次的著作物に対するこの法律による保護は、
その原著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

https://www.cric.or.jp/db/domestic/a1_index.html#2_1



こういう著作権を踏まえた上で、

ライセンスを読まないで、誤解している人多数！

※「GPLは変えられないけど、BSDLは商用とかに変えられる」とかの**デマ**。

OSSライセンスの選択方法のまとめ (私見)

0. 他人のプログラムを流用していると、自由に選択できないので、自分のプログラム(著作物)だけで構成しましょう
1. 受領者に再頒布を許諾しないなら、OSSライセンスは不要です
2. 受領者が修正できない事態が気にならないければ、BSDタイプ
3. 受領者に改変・再頒布の自由を与えるならば、GPLタイプ
 - ✓ なお、ライセンスの内容を問われて、面倒でBSDに変える例もあった…
4. その上でアプリのソース開示が難しそうならば、LGPLタイプ
 - ✓ なお、受領者の改変・結合テスト等は容易でなくなる…
5. その上でアプリとの独立性が高いならば、MPLタイプ
 - ✓ なお、GPLタイプとの両立・結合は不可…(GPLなどのライセンスを選択できれば両立可能)

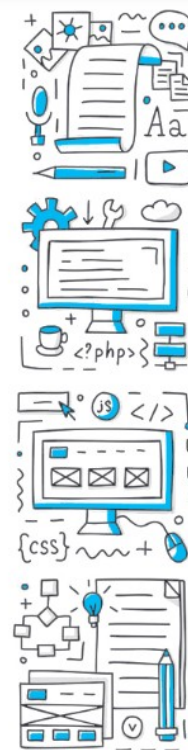
OSSライセンスを正しく理解するための本

もっと、
しっかり理解
したい方には

OSS ライセンス

Understand the Open Source
Software License Correctly
を正しく理解
するための本

姉崎章博 著




本書では、OSSライセンスを正しく理解するために著作権を主眼点において解説しています。プログラマーは、文字をつづってプログラムという著作物を創作するという点においては、文芸作品を創作する作家と同じように著作権を意識する必要があります。

著作権について理解してから、OSSライセンスについて理解する、そのような段階を踏んで理解することが苦手な人もいます。そこは少々我慢して、一つひとつ理解を進めましょう。短絡的な表現はわかりやすいかもしれませんが、特定の場合にしか当てはまらない、または、どの場合にも当てはまらない表現であることが少なくありません。そのような表現で「わかったつもり」になってしまえば、間違った前提で理解を進めてしまいがちです。

(序文より抜粋)

敷居が高い方には
2時間×3回の有償
講義もあります

著作権が理解できれば、
OSSライセンスも理解できる!

誤解されがちなOSSライセンスを「正しく」理解し、無用のトラブルを避け、OSSを活用するための1冊! OSSライセンスのコンサルティングに長年取り組んでいる著者が丁寧に解説!  C&R研究所

C&R研究所について

C&R研究所は新潟市にある出版社です。ユニークな社風や教育方針は新聞やテレビなどで紹介されたりします。詳細については、次のWebサイトをご覧ください。

www.c-r.com

また、新潟本社には2代目会社犬「ラッキー」がいます。名刺を持つ正式な社員として広報部に勤務しつつ、セラピードッグとして社内のメンタルヘルスにも貢献しています。



<https://www.c-r.com/book/detail/1425> ↓初版の訂正情報
https://www.c-r.com/reader/reader_errata_win.html?id=g_363-8.htm

OSSライセンスと著作権法 講義(6H)

第1章 OSSは一般に他人の著作物

第2章 著作権について

第3章 OSSライセンス違反とは

第4章 OSSライセンスの概略

第5章 GPL感染/伝播などの都市伝説について

第6章 基本的な対策例

補遺 GPLv3について

補遺2 体制例・他

著作物・著作権が
どういうものか
理解いただいてから、

著作権行使の
許諾
として見ると、
何が記述されている
のか理解できる

1回20名まで50万円 (10名まで40万円, 5名まで30万円 も可)
オンラインにて講義します。

- 全6時間(1-2章,3-4章,5-6章,各2時間,3日間), 約200ページのテキスト
各日、10:00-12:00, 13:00-15:00, 15:00-17:00の枠からお選びください。

無料セミナー：オンライン実施

a-anezaki@nec.com まで、ご相談ください

- ◆ タイトル：**OSSライセンスと著作権法のポイント**
～正しいOSSライセンスの理解の仕方～
- ◆ 時間：1.5時間 – 1時間超のセミナー、サービス紹介と質疑応答 (1-2名から数十名でも可)
サービス紹介資料：<https://jpn.nec.com/oss/osslic/menu.html> 掲載PDF
- ◆ 講師：NEC OSS推進センター 姉崎 章博
- ◆ スライド概要 テキスト：<https://jpn.nec.com/oss/osslic/doc/PointOfOSSlicenseAndCopyrightLaw.pdf>
 - フリーソフトウェアとOSSの概史
 - OSSライセンスはどんな条件が書かれているのか
 - OSSライセンスの位置づけ
 - OSSライセンスとソフトウェアライセンス(ex.EULA)との違い
 - 2009年12月、14社がGPL違反で提訴された
 - GPLv2 第3条の読み方
 - GPLは契約ではないならば、何か？
- ◆ 無料の理由：**企業・コミュニティ・弁護士問わず、都市伝説を語る人が多いため。**
一度聞いてもらわないと、有償の価値をわかってもらいにくいいため。
- ◆ OSSライセンスがどういうものかご存じない方は、事前に以下をご視聴ください。
「オープンソースのライセンス入門」 PDF：<https://t.co/XCnGgbIt94>
YouTube：<https://youtu.be/U-bEz6xKFZQ>

OSSライセンスコンサルティング

<https://jpn.nec.com/oss/osslic/>

1.	OSSライセンスと著作権法講義	「なんとなくしか知らなかったGPLが目から鱗」と好評な著作権法からOSSライセンスをお話しする講義です
2.	OSS利用ガイドライン作成支援	実製品で利用OSSを例に、OSSライセンスの正しい理解・解釈の仕方及び対策のガイドラインの作成をご支援します
3.	開発管理プロセス改善支援	開発または品質管理システムにチェックポイントを組み込み、統制の取れた開発管理・品質管理標準の改善をご支援します
4.	活動支援アドバイス・サービス	御社の特定のOSSライセンス・コンプライアンス活動に対して、年間を通じて、アドバイスをご支援するサービスです
5.	製品個別・対策支援アドバイス・サービス	御社の特定の製品に対して、目視あるいはツールを利用した結果、認識されたOSSライセンス違反に対して、アドバイスを提供します



\Orchestrating a brighter world

NECは、安全・安心・公平・効率という社会価値を創造し、
誰もが人間性を十分に発揮できる持続可能な社会の実現を目指します。

\Orchestrating a brighter world

NEC